

山梨県公報

第千八百八十六号

平成十三年

四月十六日

月 曜 日

目 次

公 告

落札者の決定について(三件).....	一四一
開発行為に関する工事の完了について.....	一四二
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件).....	一四三
公安委員会.....	一四四
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	一四一

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年四月十六日

山梨県知事 天 野 建

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県庁本館及び構内清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札を決定した日

平成十三年四月一日

四 落札者の氏名及び名称

株式会社エム・エム・シイ 東京都八王子市山田町千五百三十五番地一

五 落札金額

千四百七十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日

平成十三年二月八日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年四月十六日

山梨県知事 天 野 建

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県庁別館等清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札を決定した日

平成十三年四月一日

四 落札者の氏名及び名称

株式会社サンメンテナンス 大阪府中央区谷町五丁目三番一九号

五 落札金額

二千二十六万五千元

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日

平成十三年二月八日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年四月十六日

山梨県知事 天 野 建

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県庁県民情報プラザ清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札を決定した日

- 平成十三年四月一日
- 四 落札者の氏名及び名称
株式会社アサヒ総合サービス 山梨県甲府市中小河原一丁目十一番十号
- 五 落札金額
六百九十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十三年二月八日

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十三年四月十六日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字柳田七四八の一及び七四九の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡田富町西花輪三千六百三十七番地四 有限会社 東部食品 代表取締役 村松博重

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。
平成十三年四月十六日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡竜王町竜王新町字沖田八五二の一、八五二の七、八五二の八、八五二の九、八五三の一、八五三の五、八五三の八、八五三の九、八五三の一〇、八五三の一、八五三の一二、八六四の六、八六四の四四、八六四の五八、八六四の五九、八六四の六〇、八六四の六一、八六四の六二、八六四の六三、八六四の六四及び八六四の六五
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 路路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上小河原千五十番地 有限会社 スミ新建材 代表取締役 伊藤嘉康

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第四項の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。
平成十三年四月十六日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東山梨郡春日居町桑戸字下河原八四五の七、八五〇の一、八五五、八五六、八五七、八五八、八六〇、八六一の二及び八六六並びに加茂字榎町二七〇、二七二の一、二八一の二、二八一の三、二八二、二八三、二八四及び二八七の二
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 路路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び春日居町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨市万力千五百二十四番地一 フルーツ山梨農業協同組合 代表理事組合長

菊島信郎

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委

員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)(第四条の規定により告示する。

平成十三年四月十六日

山梨県公安委員会

委員長 風間善樹

別表第十五中

三二	国道	二〇号	三、〇〇〇	車両	終日	長坂	平成一三年三月一日
三、〇〇〇 九三三番地の先 (峡北消防署西交差 点)から 北巨摩郡白州町上教 来石地内(長野県境) までの両側							
三二	削除						平成一三年四月一日 告示第一七号

に

四三〇	国道	二〇号	三、〇〇〇	車両	終日	南甲	平成一三年三月一日
中巨摩郡竜王町竜王 一、八四番地先二 車線と四車線の接点 から 北巨摩郡双葉町下今 井一、八四番地先 (下今井三差路交差 点)までの両側							
四三〇	削除					南甲	平成一三年四月一日 告示第一七号

を

四三〇	削除					南甲	平成一三年四月一日 告示第一七号
-----	----	--	--	--	--	----	---------------------

に改める。

別表第十六中

四、二二三	市道	水道々	甲府市千塚五丁目一、六四四番 地先森沢玉雄方所有畑南側(東 進する車両)	甲府	四五・一〇・六 一四号
-------	----	-----	--	----	----------------

を

四、二二三	削除			甲府	平成一三年四月 一日 告示第一七号
-------	----	--	--	----	-------------------------

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番